

何もしていないような副議長でも

常議員会副議長 高井 和伸



8か月経過したところでの感想

- ①常議員会の運営は長年の蓄積により議事運営は安定しているということ。
- ②常議員は提出された議案について十分に把握していることが前提とされていること。
- ③東京弁護士会常議員会は「司法」を中心にあらゆる国政とリンクして国政レベルと同一の議論がかわされていること。

常議員会の活況

常議員会の実際の内容は、現下の「司法改革」の実践である司法行政ないし弁護士会行政をめぐる国家運営にかかる価値観の違いから議論は活発に行なわれ、永田町の国会と同等の議論が霞が関のクレオで行なわれているという状況です。

議論の中心

弁護士ないし弁護士会は国民に対してどうあるべきか、何を付託されているのかが議論の中心なテーマとなっています。そうした議論は弁護士のもつ基本的な人権の擁護と社会的正義の実現という使命のうえでのことです。

こうした議論は弁護士ないし弁護士会の経済的負担増をもたらす「ひまわり基金」の経費負担や『弁護士職務基本規程』の制定にからむ議論でたたかわされ、会議が定刻の午後5時に終わらないことがしばしばです。

これまでの議論の中で次のような常議員の発言が印象に残っております。

「弁護士職務基本規程の制定は弁護士活動を萎縮させる」「司法過疎の解消は本来国が行なうべきことなのになぜ弁護士会がしなければならないのか」「弁護士自治が崩れることは断じて許されない」「弁護士人口増は弁護士の経済的基盤を揺るがす」

議長席での仕事

こうした状況で、副議長たる私の仕事は松原厚議長をいつでも補佐できるよう、次のような心がけて臨んでいます。

議論の流れを全部把握すること、特に、質問・答弁・意見・議事進行に関する意見等々の発言の内容を正しく把握することに努めること。

その聴取の要点は、松原議長から議事進行について尋ねられたとき、瞬時にやりとりを再現し意見が述べるができるようにすることです。

具体的には、第一に、挙手の有無、挙手した常議員の特定、採決の折りの挙手が「全会一致」なのか「賛成多数」なのか等々の確認をすることに全神経を使っています。

第二に、常議員の発言の内容の把握、答弁の内容の把握、そのうえでの「重複質問」「答弁もれ」がないかの点検をしています。

第三に、議論のやりとりがかみ合わないときに、議事が混乱することを予想し、その場をいかに落ち着かせるかの手続きを予測して『東京弁護士会法規集』を点検しています。

まとめのメッセージ

東京弁護士会は日弁連を下支えしています。そうした位置づけのもと、審議する議題については、理事者の意見をはじめ、監事、各委員会、日弁連、東京三会のうち他の二会、東弁各派の意見等々の各意見が錯綜するなか、常議員の各人の意見が最終的には挙手の一発勝負で東京弁護士会の意見として決まる現状は、常議員会で議論を尽くしたうえでの採決で決する元来の議会の姿にあることを報告して、残りの期間を副議長として全うしたいと考えています。